令和８年度福島県有機農産物認証業務講習会（第２回）開催要領

１　目的

有機農産物の認証事業者になるために必要な知識の習得を目的に開催します。

２　日時

１日目：令和８年１２月８日（火）１３時３０分～１６時３０分（１３時００分受付開始）

２日目：令和８年１２月９日（水）１０時００分～１５時００分（　９時３０分受付開始）

※２日目の１２時００分～１３時００分は、昼食休憩の時間とします。

昼食は、各自で御対応願います。

３　場所

福島県農業総合センター　交流棟　大会議室（郡山市日和田町高倉字下中道 116 番地）

４　講習内容

【１日目】

（１）有機認証制度と申請手続きについて

・ＪＡＳ法及び有機ＪＡＳ認証制度

・登録認証機関の役割及び公平性の確保

（２）有機農産物の日本農林規格について

（３）資材の適合性確認について

・有機ＪＡＳで使用可能な資材のリスト及び有機農産物のＪＡＳ資材評価手順書

【２日目】

（１）生産行程管理者及び格付担当者の実務について

・有機農産物についての生産行程管理者の認証の技術的基準

・有機農産物の生産行程についての検査方法

（２）認証申請の書き方について

・登録認証機関「福島県」における申請書類

（３）内部規程の作成方法について

・生産行程管理規程、栽培基準、格付規程について

（４）理解度確認及び質疑応答

５　対象者

福島県内に拠点を置き、生産活動を行う個人、法人又は組織が対象となります。

２日間の講習会を受講した方に、修了証が発行されます。

６　受講料

無料

７　申込方法及び申込書の記載事項

（１）別紙の申込書に必要事項を記載の上、令和８年１１月２０日（金）までに下欄の申込先までお申込みください。（郵送・ＦＡＸ・Ｅメール、期限厳守）

（２）参加者には講習会の約１週間前に受講票を送付しますので、当日必ず持参してください。

（３）２日間の講習会を受講された方には修了証を発行しますので、御希望の方は申込用紙にその旨を記載してください（※１日目のみの受講の場合は、修了証は発行いたしません）。

８　その他

（１）この講習会は、同一内容で年２回開催しています。

（２）修了証の発行を受けた方は、登録認証機関「福島県」に有機認証のための申請を行うことができます。また、過去に業務講習会を受講し、修了証をお持ちの方も、「福島県」の有機認証のための申請を行うことができます。

（３）会場の都合上、団体等で受講される参加希望者には、参加人数を調整させていただく場合があります。

（４）発熱等風邪症状のある方、体調不良の方は参加をご遠慮ください。

【講習会申込先及び問い合わせ先】
福島県農業総合センター　安全農業推進部　指導・有機認証課
〒963-0531　郡山市日和田町高倉字下中道 116 番地
電話：024-973-5043　FAX：024-958-1727　E メール：yuuki_ninsyo@pref.fukushima.lg.jp